

“手話という言語 手話という文化”

小諸市手話言語条例を 制定しました

●●●●●● 圃 厚生課 福祉係 (4/1以降は福祉課 福祉係)

手 話は言語であるとの認識に基づき、全ての市民が共生するこ

とのできる地域社会を実現することを旨とし、「小諸市手話言語条例」を制定しました。

手話言語とは

手話言語は、音声言語とは異なる独自の語彙・文法体系を持ち、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現するものです。聴覚障がい者等をはじめ関係する多くの人々にとって手話言語は、お互いの感情や気持ちを理解し合い、生活するために必要不可欠な言語として大切に受け継がれ、発展してきました。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用できる環境が整えられなかったことで、十分な教育を受けることができない時代もありました。音声言語を耳から理解することができない聴覚障がい者等にとって、必要な情報を得ることができず、意思疎通を図ることが困難となり、多くの不便や不安を抱きながら生活を送らざるを得ませんでした。

手話＝言語

こうした中で、平成18年に国際連合総会において「障がい者の権利に関する条約」が採択され、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定められました。これを受け、国内法においても平成23年に障害者基本法が改正され、「言語」（手話を含む）」と明記されました。

手話言語条例

長野県内では、平成28年3月に長野県が手話言語条例を制定したことを契機に、県内自治体においても手話を言語として認識し、手話言語に対する理解の促進、普及に対する取り組みが進んでいます。

本市では、手話が言語であるという認識のもと、手話言語が、障がいのある人もない人も、お互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、市民誰もが手話言語に親しみ、手話言語に対する理解を深め、手話言語が広く日常生活で利用されるまちを目指します。

ゼロから手話を学びたい方必見！

手話勉強会

- ▶ 期間 5/15(水)～10/2(水) (毎週水曜日、全20回) ※8/14は除きます
- ▶ 時間 19:00～20:30 (講座によっては21:00終了) ▶ 場所 佐久市福祉総合センター (佐久市猿久保 249-2)
- ▶ 対象 佐久地域に居住又は勤務している方、全課程出席可能な方
- ▶ 受講料 3,000円 (別途テキスト代 3,300円) ▶ 定員 20名
- ▶ 申込期間 4/16(火)8:30～4/22(月)17:00 (土日除く) ※定員になり次第終了

圃 佐久広域連合障害者相談支援センター
☎ 0267-63-5177

福祉課 手話通訳者
山下 ゆき枝 さん

